



感染ルートの早期特定のための「記録」を作成しましょう

10月1日施行の新しい飼養衛生管理基準により、口蹄疫や鶏インフルエンザなどの家畜伝染病発生時に感染ルートを早期特定するために、家畜飼養者は次のような記録を作成・保存することになりました。

- ①衛生管理区域に入場する者の情報
- ②飼養者等が海外に渡航した場合の国名や滞在期間
- ③導入した家畜の情報（導入元や導入日など）
- ④出荷・移動した家畜の情報（出荷・移動先や出荷・移動日）
- ⑤飼養している家畜に異常があった場合、その情報

○衛生管理区域への入場者の記録に関して○

人や車両の出入りに関する「氏名」「住所又は所属」「日時」「目的」について記録をします。これは飼養者と入場者のどちらがしても構いません。記入忘れや記録の紛失がないようにしましょう。

▼記録の例(参考)▼

	日時	平成 年 月 日()		午前・午後				
	氏名			目的				
	所属	家保	飼料	JA・会社	獣医師	行政(県・市・町)	業者	その他()
	住所							
1	石灰消毒	実施				未実施		
	車輛消毒	実施				未実施		
	踏込消毒槽	実施				未実施		
	その他備考							

こちらは参考ですので、既存の手帳・作業日誌がある場合には、それを使っていただいで構いません。

山梨県西部家畜保健衛生所

韮崎市本町3丁目5-24

TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728